

## 新監査公表第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 26 年 3 月 26 日

新潟市監査委員	西	和男
同	宮本	裕将
同	佐藤	豊美
同	渡辺	仁

## 監査結果の報告

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査

### 第 2 監査のテーマ

「貸付金制度」について

### 第 3 監査の目的

地方公共団体の行う貸付金制度は、経済政策、社会政策その他の行政政策上の目的のため、市民及び事業者に対して、必要な資金の貸付けを行う公的融資制度である。本市においても、市民福祉の増進や産業、教育の振興などにおいて、多様化した行政需要に対応した諸施策を推進するため、各種貸付金制度を設けている。

これらの制度は、その果たす役割は大きく、かつ利用者のニーズや社会経済状況の変化に迅速に対応する必要がある、市の限られた財源を効率的に運用する見地から、効果的な活用が求められている。

そこで、貸付金制度が効果的かつ適正に運用されているかについて着目し、今後の改善に資することを目的として監査を実施した。

### 第 4 監査の対象

平成 24 年度に、各部、各区において、一般会計、特別会計及び企業会計から貸付金として支出、または貸付金返還金として収入したもの及び貸付残高が残っているものを対象として監査を行った。ただし、会計間の貸付は対象外とした。

## 第5 監査の実施期間

平成25年10月15日～平成26年3月26日

## 第6 監査の方法

監査にあたっては、貸付金の現状を把握するため、監査対象部署に提出を求めた監査資料に基づき関係書類を精査し、現地監査及び関係職員からの事情聴取などを行い、監査対象の貸付金について調査を実施した。このほか、本市の貸付金制度が要綱・マニュアル等に沿って適正に運用されているか、また、その運用が経済性、効率性、有効性が図られたものとなっているかについても監査を実施した。

## 第7 監査の着眼点

本市の貸付金制度が要綱・マニュアル等に沿って適正に運用されているか、また、その運用が経済性、効率性、有効性が図られたものとなっているかについて調査を行った。

### 【主な着眼点】

- (1) 貸付事務は、事業の目的に沿って適正に行われているか。
  - ア 貸付の目的は適正か。
  - イ 貸付は法令・要綱等に従い適正に行われているか。
  - ウ 契約書類は適正に作成されているか。
- (2) 利用者への普及（周知）が十分に行われているか。
- (3) 債権管理事務は適正に行われているか。
  - ア 債権管理台帳などの帳票は適正に記録・管理されているか。
  - イ 償還は計画どおり行われているか。
  - ウ 滞納者に対し、督促や強制執行その他保全及び取立に必要な措置をとっているか。
  - エ 債務の免除は適正に行われているか。
  - オ 不納欠損処分その他の会計処理は適正に行われているか。
- (4) 利用者のニーズや社会経済状況の変化に対応した制度となっているか。
  - ア 貸付けたことによる効果（目的達成）等の適切な確認・分析が行われているか。
  - イ 貸付実績等が次年度以降の予算に反映されているか。
  - ウ 貸付制度は有効に活用されているか。

## 第8 貸付金の概要

### 1 部別の貸付金の状況

今回の行政監査の対象となった貸付金制度は61制度であり、平成24年度の貸付金額は276億5,404万円（38制度）、償還金額は273億7,039万円（53制度）、貸付残高は415億7,803万円である。平成24年度末時点において、貸付金制度を所掌している部は13部・区であ

り、部別の貸付金額及び償還金額、貸付残高等の状況については、第1表のとおりである。

貸付金額、償還金額ともに、中小企業融資を実施している経済・国際部が最も大きく、次いで新潟市土地開発公社へ単年度貸付けを行っている財務部が大きくなっている。貸付残高は、経済・国際部が最も大きく、次いで母子寡婦福祉資金の貸付けを行っている福祉部が大きい。

平成24年度に不納欠損処理を行ったものはない。免除を行ったものは、教育委員会学務課の新潟市奨学金378,400円（14件）のみであるが、免除決定額はあらかじめ調定額から減じている。

第1表 平成24年度 所管部別貸付金の状況（利息、延滞利息を除く） (円)

	制度数	貸付金額		償還金額		貸付残高
地域・魅力創造部	1	(1)	75,000,000	(1)	32,412,000	2,348,710,000
市民生活部	1	(0)	0	(0)	0	0
文化観光・スポーツ部	1	(0)	0	(0)	0	0
環境部	1	(1)	10,550,000	(1)	10,550,000	27,498,500
福祉部	7	(6)	649,134,516	(6)	462,997,960	3,047,678,809
経済・国際部	24	(22)	16,195,299,400	(22)	16,195,299,400	34,319,759,000
農林水産部	2	(2)	125,435,500	(2)	125,435,500	44,632,000
都市政策部	2	(0)	0	(1)	20,000,000	646,666,000
建築部	1	(1)	105,204,000	(1)	105,204,000	271,650,469
下水道部	1	(1)	98,000,000	(1)	98,000,000	52,715,223
財務部	1	(1)	10,242,521,837	(1)	10,242,521,837	0
区役所	4	(0)	0	(2)	396,979	9,866,944
教育委員会	15	(3)	152,900,000	(15)	77,573,456	808,854,220
計	61	(38)	27,654,045,253	(53)	27,370,391,132	41,578,031,165

※1 貸付金額、償還金額の（ ）は、平成24年度に貸付け（預託金を含む）及び償還のあった制度数である。

※2 貸付残高のうち制度融資に係るものは、民間資金を併せた貸付残高の総額である。

## 2 類型別の貸付金の状況

市で行う貸付けは、それぞれ目的や貸付方法等が異なり、すべてに一律の基準を適用できないことから、

- ・個人に対して直接貸付けを行う「個人等への貸付」
- ・金融機関などと協調して個人や事業者に対して融資を行う「制度融資」
- ・市の施策等に基づいて外部団体等へ貸付けを行う「特定団体への貸付」

の3類型に分類して、その分析を行った。

類型別の貸付状況は第2表のとおりであり、個人等への貸付が22制度、制度融資が30制度、特定団体への貸付が9制度となっている。このうち、合併市町村の制度を引き継いだものや社会情勢の変化などにより、既に制度廃止され債権管理のみを行っているものが25制度あった。

第2表 平成24年度 類型別貸付金の状況 (円)

類 型	制度数	貸 付 金 額		償 還 金 額		貸 付 残 高			
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比		
個人等への貸付	22	(4)	632,226,516	2.3%	(18)	371,160,395	1.4%	3,736,107,105	9.0%
(うち債権管理のみ)	(16)					(46,863,335)		(123,688,164)	
制度融資	30	(28)	16,266,797,500	58.8%	(28)	16,266,797,500	59.4%	33,946,548,060	81.6%
(うち債権管理のみ)	(9)					(306,423,500)		(631,214,469)	
特定団体への貸付	9	(6)	10,755,021,237	38.9%	(7)	10,732,433,237	39.2%	3,895,376,000	9.4%
計	61	(38)	27,654,045,253	100%	(53)	27,370,391,132	100%	41,578,031,165	100%

※1 貸付金額、償還金額の( )は、平成24年度に貸付け(預託金を含む)及び償還を行った制度数である。

※2 貸付残高のうち制度融資に係るものは、民間資金を併せた貸付残高の総額である。

#### (1) 個人等への貸付

個人等への貸付けは、市が個人等に対して直接貸付けを行うものである。平成24年度の貸付金額は6億3,222万円(4制度)、償還金額は3億7,116万円(18制度)、貸付残高は37億3,610万円である。貸付残高のうち平成24年度末時点において、平成25年度以降に履行日が到来する未調定分は34億9,213万円であった。

今回監査対象となった22制度のうち、16制度は既に廃止されており、債権管理のみを行っている。廃止された制度はすべて合併市町村の制度を引き継いだものである。

貸付の対象は、母子家庭、寡婦や障がい者、高齢者などへの支援を目的にしたものと学生の修学支援を目的にしたもののほか、市民の消費生活の保護を目的としたものがある。

第3表 個人等への貸付一覧表

利息、延滞利息を除く(円)

所管課		貸付金名称	平成24年度 貸付額	平成24年度 償還額	平成24年度末 貸付残高	うち、未調定分	備考	
1	市民生活部	市民生活課	消費者訴訟に要する費用の貸付金	0	0	0	0	
2	福祉部	福祉総務課	災害援護資金貸付金	0	0	4,500,000	1,500,000	
3		子ども未来課	母子寡婦福祉資金貸付金	479,326,516	293,189,960	2,912,885,941	2,689,167,715	
4	区役所	秋葉区健康福祉課	障がい者住宅整備資金貸付金	0	43,687	1,770,996	0	制度廃止
5		秋葉区健康福祉課	老人居室等整備資金貸付金	0	353,292	2,042,958	333,368	制度廃止
6		西蒲区健康福祉課	障がい者住宅整備資金貸付金	0	0	2,290,337	0	制度廃止
7		西蒲区健康福祉課	老人居室等整備資金貸付金	0	0	3,762,653	0	制度廃止
8	教育委員会	教育委員会学務課	新潟市奨学金	135,600,000	29,147,100	632,283,800	629,890,800	
9		教育委員会学務課	新潟市社会人奨学金	8,600,000	760,000	26,860,000	26,860,000	
10		教育委員会学務課	新潟市黒埼地区奨学金	0	54,000	489,000	306,000	制度廃止
11		江南区教育事務所	新潟市横越地区奨学金	0	2,808,000	4,848,000	4,848,000	制度廃止
12		江南区教育事務所	新潟市亀田地区奨学金	0	423,200	978,000	978,000	制度廃止
13		秋葉区教育事務所	新潟市新津地区奨学金	0	774,000	3,177,000	2,958,000	制度廃止
14		秋葉区教育事務所	新潟市小須戸地区奨学金	0	8,055,000	26,496,000	26,316,000	制度廃止
15		南区教育事務所	新潟市白根地区奨学金	0	9,796,756	31,400,220	31,400,220	制度廃止
16		南区教育事務所	新潟市味方地区奨学金	0	480,000	240,000	240,000	制度廃止
17		南区教育事務所	新潟市月潟地区奨学金	0	3,290,600	6,957,600	6,957,600	制度廃止
18		西蒲区教育事務所	新潟市岩室地区奨学金	0	1,345,000	1,296,000	1,296,000	制度廃止
19		西蒲区教育事務所	新潟市潟東地区奨学金	0	4,710,000	19,366,400	17,297,000	制度廃止
20		西蒲区教育事務所	新潟市中之口地区奨学金	0	1,488,000	2,160,000	2,160,000	制度廃止
21		西蒲区教育事務所	新潟市巻地区奨学金	0	13,241,800	38,442,200	35,829,200	制度廃止
22		教育委員会学務課	新潟市入学準備金貸付金	8,700,000	1,200,000	13,860,000	13,800,000	
計			632,226,516	371,160,395	3,736,107,105	3,492,137,903		

## (2) 制度融資

制度融資は、市が金融機関等に資金を預託し、資金を必要とする中小企業や個人等へ間接的に融資を行うものである。今回対象となった制度の中には、市からの預託金のみを原資とし融資を行うものや、無利子のものも見られたが、その他の多くは市からの預託金に金融機関等の自己資金を加えて、金融機関等が個人や企業に対して低利で融資を行っている。利用者にとっては、市からの預託金の数倍の資金を低利で融資を受けることができるほか、市にとっても、貸付金の与信管理事務等の軽減を図ることができる有効な制度である。

平成24年度の預託金額は162億6,679万円、年度中に行った新規融資額は74億5,788万円、年度末融資残高は339億4,654万円である。融資残高と預託金額の比率はほぼ2:1となっており、市が貸付した預託金の約2倍の融資が行われている。今回の監査対象となった30制度のうち、9制度は既に廃止されており、新規融資は行われていない。

融資の対象としては、環境保全や商工業の振興といった中小企業や事業者向けの制度が多くなっているが、居住環境の整備などの個人向け融資や福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人等向けの制度もある。

第4表 制度融資一覧表

(円)

所管課		貸付金名称	協調倍率	平成24年度 預託金額	平成24年度 新規融資額	平成24年度未融資 残高	備考	
1	文化観光・スポーツ部	文化政策課	芸術活動助成金等内定者資金融資	0	0	0		
2	環境部	環境対策課	地球環境保全・公害防止施設資金貸付	10,550,000	6,000,000	27,498,500		
3	福祉部	福祉総務課	新潟市社会福祉協議会低所得者小口資金貸付	10,000,000	25,773,400	15,087,374	社協12,000,000	
4		保育課	民間保育所施設整備資金貸付	57,650,000	0	49,800,000		
5		障がい福祉課	障がい者住宅整備資金融資	56,288,000	2,400,000	39,912,426		
6		障がい福祉課	障がい者福祉施設整備資金貸付	29,184,000	0	12,765,000	制度廃止	
7		高齢者支援課	老人居室等整備資金融資	16,686,000	0	12,728,068		
8	経済・国際部	商業振興課	あんしん未来資金 防災対策資金	1,000,000,000	100,570,000	97,504,000		
9		商業振興課	あんしん未来資金 まちなか再生支援資金	250,000,000	44,690,000	42,659,000		
10		商業振興課	あんしん未来資金 バリアフリー推進支援資金	250,000,000	0	0		
11		商業振興課	地方産業育成資金	776,000,000	513,285,000	1,610,602,000		
12		商業振興課	一般融資	3.45 3.65	1,338,200,000	1,609,146,000	4,563,752,000	
13		商業振興課	無担保無保証人融資	3.45 3.30	33,400,000	46,500,000	117,727,000	
14		商業振興課	小規模企業振興資金	3.45 3.30	0	788,800,000	760,802,000	
15		商業振興課	夏期・年末資金	3.10	96,000,000	589,250,000	262,895,000	
16		商業振興課	経営支援特別融資	2.60	8,269,200,000	1,780,300,000	16,916,038,000	
17		商業振興課	中小企業資金繰り円滑化借換融資	2.25	3,214,500,000	1,696,076,000	7,672,207,000	
18		商業振興課	中小企業開業資金	3.00	119,700,000	132,850,000	376,196,000	
19		商業振興課	工場等新增設資金	2.60	274,000,000	0	476,695,000	
20		商業振興課	設備近代化資金	2.60	65,700,000	0	122,515,000	
21		商業振興課	中小企業振興資金(商業・工業)	4.00	24,500,000	98,000,000	98,000,000	
22		商業振興課	中小企業近代化資金(商業・工業)	4.00	300,000	0	472,000	制度廃止
23		商業振興課	商店街等活性化対策資金	2.70	119,900,000	0	277,525,000	制度廃止
24		商業振興課	大型店対策街づくり資金	2.00	9,500,000	0	12,840,000	制度廃止
25		商業振興課	中越地震対策緊急特別融資	2.20	2,400,000	0	4,686,000	制度廃止
26		商業振興課	白根市制度融資	3.00	3,300,000	0	5,075,000	制度廃止
27		商業振興課	中小企業近代化資金(中之口村)	3.00	1,200,000	0	1,569,000	制度廃止
28	農林水産部	中央卸売市場	中央卸売市場入場業者資金貸付	35,435,500	0	44,632,000	制度廃止	
29	建築部	住環境政策課	勤労者等住宅建設資金貸付	105,204,000	0	271,650,469	制度廃止	
30	下水道部	経営企画課	排水設備設置資金融資	98,000,000	24,240,000	52,715,223		
計				16,266,797,500	7,457,880,400	33,946,548,060		

(3) 特定団体への貸付

特定団体に貸付けを行っているものは9制度である。平成24年度に貸付けを行ったものは6制度あり、貸付金額は107億5,502万円である。このうち、1年以内に返還する短期貸付金は5制度、106億8,002万円であり、長期貸付金で当年度に貸付けを行ったものは1制度、7,500万円のみである。

償還を受けたものは7制度、107億3,243万円（利息償還のみのもは除く）である。年度内に貸付けも償還も行わず、年度末に債権残高があるものは2制度（利息償還のみのもは含まない）である。

貸付期間が1年未満の短期貸付金は、会計上は4月に貸付け、3月末に償還しているが、毎年継続して貸付けており、実質的には貸付期間が1年以上の長期貸付と同じようになっていいる。この中には、公共用地の先行取得に係る貸付金のように、市が用地の再買取を進めるにつれて徐々に貸付額が減少するものもあるが、特定の事業の原資の一部として毎年度貸付けを行っているものがある。

長期貸付金は、償還計画に基づき、償還を行っていくものであるが、償還期間が比較的長くなっている。

第5表 特定団体への貸付一覧表

							(円)	
所管課		貸付先	資金名称	貸付期間	平成24年度貸付額	平成24年度償還額	平成24年度末貸付金残高	
1	地域・魅力創造部	政策調整課	財団法人地域総合整備財団	新潟市地域総合整備資金貸付	長期	75,000,000	32,412,000	2,348,710,000
2	経済・国際部	産業政策課	公益財団法人新潟市産業振興財団	研究開発資金貸付	短期	22,499,400	22,499,400	0
3		商業振興課	新潟地下開発株式会社	新潟地下開発(株)再生支援事業資金貸付金	長期	0	0	900,000,000
4		雇用対策課	新潟県労働金庫	新潟県労働金庫貸付金	短期	250,000,000	250,000,000	0
5		雇用対策課	一般財団法人新潟県労働者信用基金協会	新潟県労働者信用基金協会貸付金	短期	75,000,000	75,000,000	0
6	農林水産部	水産林務課	新潟県信用漁業協同組合連合会	水産業振興資金貸付金	短期	90,000,000	90,000,000	0
7	都市政策部	市街地整備課	花園都市開発株式会社	法人保留床取得資金貸付金	長期	0	20,000,000	180,000,000
8		空港課	新潟空港ビルディング株式会社	新潟空港ターミナルビル建設事業資金貸付金	長期	0	3,826,661	493,452,623
						うち、元金分 0	466,666,000	
9	財務部	用地対策課	新潟市土地開発公社	新潟市土地開発公社事業資金貸付金	短期	10,242,521,837	10,242,521,837	0
計					10,755,021,237	10,732,433,237	3,895,376,000	

※償還額の計には、新潟空港ターミナルビル建設事業資金の利子償還金は含まない。



## 第9 監査の結果

### 1 着眼点別の結果

本市の貸付金制度について、監査を行った結果を着眼点別にまとめる。

(1) 貸付事務は、事業の目的に沿って適正に行われているか。

ア 貸付の目的は適正か。

イ 貸付は法令・要綱等に従い適正に行われているか。

ウ 契約書類は適正に作成されているか。

#### 【結果】

制度別の貸付金の根拠については、第6表のとおりであり、法令・条例に基づくものは9制度、市が定めた要綱等に基づくものは46制度、個別の契約書等のみによるものは6制度であった。

すべての貸付金で、その根拠となる書類を確認できたが、制度融資に係る貸付金において、金額の記載がない覚書により貸付けを行っているものが1件みられた。金銭の消費貸借契約に係る覚書であるならば、貸付金額を明記した上で、双方が合意した証として覚書に署名・捺印を行うべきであるが、貸付金額の記載がない状態で覚書が締結されていた。

第6表 貸付金の根拠

(件)

	法令・条例	要綱等	契約書等のみ	根拠書類を確認できなかったもの	計
個人等への貸付	8	14	0	0	22
制度融資	0	29	1	0	30
特定団体への貸付	1	3	5	0	9
計	9	46	6	0	61

(2) 利用者への普及（周知）が十分に行われているか。

#### 【結果】

貸付金によっては、利用者に対して広く周知を図り、制度の利用拡大を進めるべきものと、対象者が限定されるため市民などから相談等があった場合に、情報提供がなされれば充分有効に機能すると考えられるものがある。その視点から言えば、広く市民に周知する必要性のある制度については、パンフレットやホームページ等で貸付金の制度概要や申込み方法、問い合わせ先などの広報活動は適切に行われていた。特に、「母子寡婦福祉資金貸付金」「新潟市奨学金」「中小企業関係制度融資」等の制度については、市民向けにわかりやすく広報が行われている。また、対象者が限定されるものについても、市民などが必要とする時に、関連して情報提供される体制がとられていた。

(3) 債権管理事務は適正に行われているか。

ア 債権管理台帳などの帳票は適正に記録・管理されているか。

イ 償還は計画どおり行われているか。

ウ 滞納者に対し、督促や強制執行その他保全及び取立に必要な措置をとっているか。

エ 債務の免除は適正に行われているか。

オ 不納欠損処分その他の会計処理は適正に行われているか。

【個別事例】

- ・債権管理台帳等はあるものの、その整備状況が不十分なもの
- ・償還が計画どおりに進んでいないもの
- ・督促状発送簿が作成されていないもの
- ・債権の保全及び回収が不十分なもの
- ・不良債権であることから適正な調定を行っていないもの
- ・決算における債権現在高の報告が誤っていたもの
- ・不納欠損に関する認識が不足していたもの

【結果】

債権管理の方法は、専用システムで債権管理を行っているもの、エクセルなどのコンピュータソフトで債権管理を行っているもの、古いものになると紙台帳により債権管理を行っているものがみられ、各所属によって債権管理台帳の形態は異なっていた。管理台帳への記載項目については、最低限必要と思われる事項の記載はあるものの、市全体としてみた場合に統一感のあるものではなかった。また、管理台帳の保管方法もさまざまであり、専用システム以外のもものでは、台帳を一人別にファイリングしているもの、管理台帳は管理台帳として一まとめで管理されているものなどがみられた。適切な形で管理台帳を整備している所属もみられるが、台帳整備において最も不十分な点をあげれば、滞納者との交渉経過などを記した記録が不足している点である。特に、継続して債権管理を行っていく必要のある滞納債権については、適切な債権管理台帳の整備を進める必要がある。

個人への貸付け、制度融資に関わらず、滞納となっている債権がみられるが、その中でもまったく償還の見通しが立たず、貸し倒れているといえるような、一般的に不良債権と区分されるような債権もいくつか見受けられた。

納期限までに償還されなかった債権については、期限を指定して督促状を発行しなければならず、その委細について督促状発行簿により明らかにしておかなければならないとされている。しかし、所属によっては、督促状発行簿が作成されていないことから、督促状を送付したことを類推することはできるものの、その発行日や指定期限の詳細を確認することができないものも一部で見受けられた。

債権の保全及び回収に対する取り組みも所属により異なっており、その意識が低いとみられる所属においては、債権を保持するのみで、滞納者やその連帯保証人への接触を

図る努力がみられない事例も見受けられた。

金融機関へ損失補償を行った債権の一部で、不納欠損を行っている事例がみられたが、必要な事務処理を終えないまま債権額を消滅させている不適切な事例が見受けられた。

類型別の償還状況は、第7表、第8表、第9表のとおりである。

第7表 個人等への貸付の償還状況 (円)

調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収入未済額	収 納 率	債 権
620,601,378 (633,641,097)	371,863,822 (372,310,822)	0	248,737,556 (261,330,275)	59.9% (58.8%)	3,509,000,123 (3,490,637,903)

※各欄上段は平成24年度決算の金額であるが、損失補償に係る調定額などに誤りがあったため（ ）として下段に正しい金額を記載している。

第8表 制度融資の償還状況 (円)

預 託 金 額	償 還 金 額	収 入 未 済 額
16,266,797,500	16,266,797,500	0

※市からの預託金は無利子で1年未満の短期貸付のため預託金額と償還金額は同額である。

第9表 特定団体貸付の償還状況 (円)

	貸 付 数	貸 付 金 額	償 還 金 額	貸付金残高
短 期	5	10,680,021,237	10,680,021,237	0
長 期	4	75,000,000	52,412,000	3,895,376,000
計	9	10,755,021,237	10,732,433,237	3,895,376,000

※償還金額及び貸付金残高には、利息は含まない。

(4) 利用者のニーズや社会経済状況の変化に対応した制度となっているか。

ア 貸付けたことによる効果（目的達成）等の適切な確認・分析が行われているか。

イ 貸付実績等が次年度以降の予算に反映されているか。

ウ 貸付制度は有効に活用されているか。

【個別事例】

- ・制度の設立から一度も利用がないもの
- ・利用実績が少ないもの
- ・貸付実績に比べて預託金額が過大となっているもの

## 【結果】

限りある財源の中から貸付金制度を設けている以上、その制度が効果的・有効的に利用されることが必要であるが、制度設立から一度も利用がないもの、利用実績がほとんどない制度がみられた。

その他、利用実績はあると認められるものであっても、制度融資に係る金融機関等への預託額と貸付実績との乖離が大きいもの、漫然とした利用見込みに基づいて預託をしているものがみられた。

## 2 指摘事項

個別に改善を要する指摘事項は以下のとおりである。

### (1) 債権現在高について会計管理者への報告を適正に行うべきもの

【災害援護資金貸付金（福祉総務課）・障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）・老人居室等整備資金融資（高齢者支援課）】

新潟市財務規則第154条の規定に基づき、平成24年度決算において会計管理者より債権現在高調書の提出依頼がなされている。同文書によれば、年度末現在高に記載する債権額は次年度以降に履行日が到来するものとしており、調定されたものの返済されていない額は収入未済額として歳入決算に記載され債権額からは除かれることとなる。

本監査において、貸付金にかかる債権を有している各課の債権額と台帳等を照合したところ、下記のとおり登載漏れとなっているものや、本来であれば収入未済額に計上すべき額を未調定のまま債権額に計上したもの、また調定されたものの返済されなかった収入未済額を債権額にも二重計上したのが見受けられた。これらは、決算における債権の年度末現在額（高）に影響を及ぼすものであり、適正を欠くと言わざるを得ない。以後、会計管理者への報告を適正に行われたい。

(円)

貸付金名称	正しい現在額	現在高調書の 現在額	差異
災害援護資金貸付金	1,500,000	なし	1,500,000 (登載漏れ)
障がい者住宅整備資金融資	0	11,017,932	11,017,932 (過大登載)
老人居室等整備資金融資	333,368	7,677,656	7,344,288 (過大登載)

## 新潟市財務規則（抜粋）

## （決算に関する諸報告）

第154条 予算を所管する課長は、毎会計年度、出納の閉鎖後2月以内に、その課に係る歳入歳出予算の執行額につき、決算説明資料を作成して会計管理者に提出しなければならない。

2 前項の決算説明資料の様式及び提出期限は、その都度会計管理者が指定する。

## （2） 損失補償により取得した借入者への債権について適正に管理すべきもの

## ア 【障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）・老人居室等整備資金融資（高齢者支援課）】

市で損失補償を行った場合、金融機関の貸付債権を市が引き取り、以降の債権管理を行うこととなる。この時点で市は借入者に直接貸付けていることになるが、損失補償を行った債権に関して、返済期限を過ぎているにもかかわらず、適正な歳入調定を行っていないものが見られた。

歳入の調定は、収入手続の第一歩であるから、納入の通知及び収納に先立って行われなければならない。歳入は法令・契約等の根拠の上に立って徴収又は収納すべきもので、一切の行為を通じ執行機関に自由裁量の余地が存しないものである。

納期限を経過した債権が会計手続上、正しく調定されなければ、市として徴収すべき金額が正確に把握されることもなく、また、徴収されない場合に収入未済額として計上されるべき金額が決算数値に正しく反映されないこととなる。

長期にわたり多額の滞納債権を調定していなかった事実は、債権管理を行うにあたって、適正性が欠如していたと言わざるを得ない。今後は、会計手続上の認識を高めるとともに、適切な債権管理事務が行われるよう努められたい。

(円)

区 分	金融機関の 融資日	期限の利益 の喪失日	市への債権 譲渡日	市の損失補 償額	損失補償後 の納付額	H24年度末 収入未済額	H24年度末 貸付残高
1	H4. 3. 13	H6. 3. 22	H7. 3. 22	2, 449, 405	0	0	2, 449, 405
2	H6. 8. 30	H10. 4. 30	H11. 4. 30	2, 308, 549	0	0	2, 308, 549
3	H5. 8. 12	H12. 3. 9	H13. 3. 9	1, 348, 255	0	0	1, 346, 255
4	H12. 6. 22	H14. 8. 15	H15. 8. 15	2, 369, 428	861, 990	0	1, 507, 438
5	H11. 11. 26	H15. 11. 19	H16. 11. 19	2, 610, 050	2, 460, 050	0	150, 000
6	H16. 5. 27	H19. 1. 9	H20. 1. 25	3, 281, 368	484, 000	0	2, 797, 368
障がい計	*****	*****	*****	14, 367, 055	3, 806, 040	0	10, 559, 015
7	H5. 3. 5	H11. 9. 5	H12. 9. 5	744, 269	120, 018	580, 000	761, 910
8	H11. 4. 12	H14. 9. 30	H15. 9. 30	1, 247, 794	0	0	1, 247, 794
高齢者計	*****	*****	*****	1, 992, 063	120, 018	580, 000	2, 009, 704
合 計	*****	*****	*****	16, 359, 118	3, 926, 058	580, 000	12, 568, 719

新潟市障がい者住宅整備資金融資要綱（抜粋）

（損失の補償等）

第15条 資金の貸付を受けた者が毎月の約定返済日経過後元利金を返済せず、取扱金融機関が元利金の回収について最善の努力をして1年を経過後なお元金（遅延利息を含む。）が返済されなかった場合は、取扱金融機関は市長と協議を行い、市長は取扱金融機関に対して損失を補償するものとする。

2 取扱金融機関が資金の貸付を受けた者に対して、「期限の利益の喪失」を行った場合については、第1項中の「毎月の約定返済日」を「期限の利益の喪失日」に読みかえて適用するものとする。

3 前2項の損失補償にかかる取扱金融機関の請求権行使の期限は、資金を貸し付けた日から約定償還期限到来後2年を経過した日までとする。

4 取扱金融機関は損失の補償を受けた場合、すみやかに市長に対し債権の譲渡を行わなければならない。

新潟市財務規則（抜粋）

（調定）

第45条 収支命令職員は、収入金を収入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を調査して徴収の決定（以下「調定」という。）をしなければならない。

- (1) 法令、契約その他の定め違反していないか。
- (2) 予算の所属年度、会計区分及び科目が誤っていないか。
- (3) 収入すべき金額が誤っていないか。
- (4) 収入時期が到来しているか。
- (5) 納入義務者が誤っていないか。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 調定は、納期の一定した収入にあつては納期限の10日前までに、随時の収入にあつてはその収入の原因の発生のつどすみやかにしなければならない。

イ 【障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）】

市が損失補償を行い金融機関から市へ譲渡された滞納債権が、借入者の時効の援用もなく、債権放棄の手続きも行われぬまま、2件の滞納債権が書類上の不納欠損処分とされていた。行政実例では、「不納欠損は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取り扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権等についてこれを行うべきである。」（昭和27年6月12日）とされており、納期限を経過した滞納債権を歳入調定することもなく、単に時効期限が到来したという理由のみで、不納欠損処分を行うことは事務手続上の大きな誤りである。

新潟市財務規則（別表第5）では、権利の放棄その他市税徴収金以外の収入金の権利の消滅に関する場合は、財務部長（時効による場合は、財務課長）の合議及び会計管理者（時効による場合は、会計課長）の協議が必要とされているにもかかわらず、2件のうち

1件は主管課長までの決裁のみを得て処理されており、残る1件は単に債権額のみを落と  
していた。

長期的に見て、徴収困難な債権をいつまでも持ち続けることには問題も見られるが、  
近年の最高裁判決では「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240  
条，地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば，客観的に存在する債権を  
理由もなく放置したり免除したりすることは許されず，原則として，地方公共団体の長  
にその行為又は不行使についての裁量はない。」（平成16年4月23日）とされている。法  
令等に基づいた厳正な事務執行に努められたい。

新潟市財務規則（抜粋）

（欠損処分を行なう場合）

第92条 収支命令職員は、債権が次の各号の一に該当する場合は、欠損処分を行わなければならない。

- （1） 法第96条第1項第10号の規定により債権の放棄について市議会の議決を得て債権を消滅させたとき。
- （2） 時効により債権が消滅したとき。
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により債権を消滅させ、又は債権が消滅したとき。

（欠損処分のための調査）

第93条 収支命令職員は、債権の欠損処分をしようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げるところに従い厳密な調査を行わなければならない。

- （1） 前条第1号の場合は、市議会の議決年月日、議決内容及び債権の放棄をした年月日を確認すること。
- （2） 前条第2号の場合は、債権の内容、時効の中断及び停止の有無並びに法令の定める期間の経過を確認すること。
- （3） 前条第3号の場合は、債権の内容並びに債権消滅の理由及び年月日を確認すること。

（欠損処分の手続）

第94条 収支命令職員は、債権の欠損処分をしようとするときは、前条の規定による調査の結果に基づき欠損処分調書を作成し、その決裁を受けなければならない。

- 2 収支命令職員は、債権の欠損処分をしたときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

### （3） 債権管理を適正に行うべきもの

【災害援護資金貸付金（福祉総務課）・障がい者住宅整備資金融資・貸付金（障がい福祉課・秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課）・老人居室等整備資金融資・貸付金（高齢者支援課・秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課）】

地方自治法施行令及び新潟市財務規則において、債務者が履行期限までに債務を履行しないときは、納期限後30日以内にその日から起算して10日以上適当な日数を経過した期限を指定して督促状を発行しなければならないが、また、この場合においては、督促状発行の委細について督促状発行簿により明らかにしておかなければならないが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

- ・納期ごとに法令で定められた督促を行っているか不明なもの
- ・滞納者に対して、催告等の必要な措置をとっていないもの
- ・督促状発行簿により、督促の状況確認がとれないもの
- ・転居などにより、連絡のとれない居所不明者に対する十分な調査をしていないもの
- ・連帯保証人に対する請求を行っていないもの
- ・滞納者との交渉経過や記録などが不十分なもの

今後は、法令等に基づいた適正な措置を講じることにより、積極的な債権の保全及び回収に努められたい。

地方自治法施行令（抜粋）

第171条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新潟市財務規則（抜粋）

（督促）

第89条 収入命令職員は、収入金及び返納金を納期限までに納入しない者があるときは、収入しようとするときは、納期限後30日以内にその日から起算して10日以上適当な日数を経過した期限を指定して、督促状を発行しなければならない。

（強制執行等の手続）

第91条 収入命令職員は、債権（強制徴収により徴収される債権を除く。）について、第89条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、施行令第171条の2に規定する措置のために必要な手続きをとらなければならない。

### 3 意見

貸付事務の改善に資するため、監査結果に加え以下の通り意見を付する。

（1） 利用実績を踏まえた今後のあり方の検討について

**【消費者訴訟に要する費用の貸付金（市民生活課）・障がい者住宅整備資金融資（障がい福祉課）・老人居室等整備資金融資（高齢者支援課）】**

貸付金においては、市民等のニーズや社会経済状況の変化に迅速に対応し、その必要性、有効性を検証し適宜制度の見直しを行うことが重要である。

本監査において過去の貸付実績を調べたところ、制度設立から利用実績が一度もない制度が1件、近年の利用実績が減少傾向である制度が2件見受けられた。

当該制度においても、制度自体の趣旨、目的において必要性は認められるが、利用実績が低調であることから、効果の検証や実績低下の原因を究明する必要がある。その結果、今後も当該制度を継続していく必要性が認められるのであれば、制度の趣旨・目的に照らし、ニーズに沿った制度内容となるよう、貸付要件の見直しや申請手続きの簡略化、さら



に広報の充実などを通して利用実績の向上を図るよう改善に取り組むことを望むものである。

今後は、分析・検証を加え、場合によっては新たな施策への転換を行うこと等も含めて、貸付制度のあり方について検討を進められたい。

過去10年の新規貸付件数 (件)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
消費者訴訟に要する費用の貸付金	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0
障がい者住宅整備資金融資	6	4	7	5	6	4	3	6	2	2
老人居室等整備資金融資	3	4	2	3	3	3	0	0	0	0

(2) 預託金の適正な活用について

【芸術活動助成金等内定者資金融資（文化政策課）・排水設備設置資金融資（経営企画課）】

制度融資には多様な政策目的があり、適切な預託金の算定方式も異なるものと思われるが、預託金の算定において新規融資件数の見込みが不明瞭であり、市の預託金が金融機関等に過大に預けられている状況であるものが見受けられた。

もとより、できるだけ潤沢な預託金を金融機関等に提供し、それを持ってスムーズな融資実行を促し、政策目的を果たそうという視点を否定するものではないが、預託金方式による制度融資においては、融資が実行されなくても資金が拘束され続けることから、資金需要の予測を的確に行い融資残高に即した預託となるよう検討する必要がある。

預託金の増加は市財政における手元の資金を圧迫し、多少なりとも運用可能な資金の減少をもたらすことを考慮し、以後、預託金額の算定方法が各制度の趣旨に沿って最適なものとなるよう改善を図られたい。

(円, %)

貸付金名	年度	予算額 (円)	預託金額 A (円)	協調 倍率 B	融資可能額 C(A×B) (円)	既融資分の再貸付相当分 (前年度末融資残高) D (円)	新規融資枠 E(C-D) (円)	新規融資実績 額 F (円)	運用率	
									単年度 F/E×100 (%)	平均
排水設備 設置資金	20	115,000,000	77,600,000	1	77,600,000	58,365,308	19,234,692	18,814,645	97.82	66.79
	21	115,000,000	89,000,000	1	89,000,000	44,736,399	44,263,601	31,485,000	71.13	
	22	103,000,000	91,700,000	1	91,700,000	50,794,863	40,905,137	24,600,000	60.14	
	23	97,700,000	90,700,000	1	90,700,000	50,501,722	40,198,278	22,138,000	55.07	
	24	106,500,000	98,000,000	1	98,000,000	49,324,782	48,675,218	24,240,000	49.80	

※芸術活動助成金等内定者資金融資においては、平成25年度に1,000万円の預託を行っているが、監査時点において融資は実行されていない。

### (3) 制度融資における預託金のあり方について

#### 【芸術活動助成金等内定者資金融資（文化政策課）】

芸術活動助成金等内定者資金融資は、芸術家等の育成と活動支援を行うことを目的に、国や地方公共団体、各種助成団体から助成金等の交付が内定している芸術家等に対し、助成金等が交付されるまでの間、資金を融資する制度として平成24年度に設立された。

当該制度は預託金方式を採用している制度融資であり、（公財）新潟市芸術文化振興財団（以後、芸文財団と言う。）に貸付等の事務を委託し、平成25年度に1,000万円の預託金を支出している。（平成24年度は未執行）

預託金方式である貸付金の場合、一般的には年度当初（場合によっては年度途中）に預託した預託金が、同一年度の末日に全額返還される仕組みとされており、制度融資に関しては、予算上も歳入歳出それぞれ同額が計上され、預託金の全額が同一年度内に償還金として歳入されることを前提に予算編成がなされている。

当該制度においても、他の制度融資と同様に歳入歳出同額で予算計上されているものの、実際の貸付けに当たっては、預託金のうち融資中の資金を除いて返還するとの覚書が交わされており、融資が実行された場合、芸文財団において融資中の資金（融資残高）分の預託金は市へ返還されない仕組みとなっていた。つまり、予算上は貸付金が同一年度内に返還されることを前提としながら、貸付先との覚書で同一年度内に償還が行われなくてもよいと認めているものであり、このことは予算執行に係る認識が欠如していたと言わざるを得ない。

また、預託金の支出は通常、預託契約書（金銭消費貸借契約）に基づいて行われるべきものであるが、当該制度においては、金額の記載のない覚書により、芸文財団への預託が行われていた。金銭消費貸借契約に係る覚書であるならば、金額を明記した上で双方が合意した証として署名・捺印を行うべきものとする。

当該制度が予算計上と実際の運用が乖離した形で、年度を越えた貸付けを可能としていることに加え、金額の記載のない覚書に基づいて預託が行われていることなどについて早急に再考されたい。

### (4) 奨学金制度について

#### 【新潟市奨学金（学務課）】

新潟市奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的として、平成19年度に設立された制度である。

制度設立にあたっては独立行政法人日本学生支援機構（以後、学生支援機構と言う。）や新潟県などの制度を参考にしており、借り受け要件の一つである所得基準は、当時の学生支援機構や新潟県と同じく「主として家計を支える者1人」の所得により選考している。その後、平成23年度に学生支援機構が家庭の収入状況を正確に把握できないなどの理由か

ら、所得基準の要件を「主として家計を支える者1人」から「父母」の所得に見直しており、新潟県においても同様に見直しがされているものの、本市においては継続して広く門戸を開くという判断から要件を据え置いている。

しかしながら、父母どちらかの所得では家庭の収入状況を正確に把握できないほか、所得が基準を超えないよう父母のうち所得が低い方を「主として家計を支える者」として申請がなされても、それを検出することができない仕組みとなっていることは看過できない。

本市にゆかりのある多くの学生を支援したいという本制度の趣旨を否定するものではないが、真に支援の必要な者が正しく選抜されているのか、所得基準の検証を行うことが求められる。他都市や他団体の制度も参考に、より一層効果的な運用となるよう努められたい。

また、今後は借入者が増加していくことから、滞納債権の増加が懸念される。返還金は次の奨学金の財源となることから、滞納の発生防止には対策強化が必要であり、教育委員会学務課では平成26年度からは新たな奨学金管理システムにより貸付及び返還事務の効率化を図り、滞納対策を強化していく予定としている。返還している者との間に不公平を生じさせないためにも、奨学金制度の本旨を踏まえ、指導を徹底するとともに、新システムの運用による滞納対策に期待する。

#### (5) 損失補償について

制度融資において、市が損失補償を行っている制度が2件みられた。要綱及び市と金融機関との預託契約に基づいて損失補償を行うものであるが、当初から市が金融機関に対して損失補償を確約するということは、融資を実行する金融機関の審査への影響も想定されるだけでなく、損失補償の結果、金融機関から市に貸付債権が移譲されたとしても、金融機関が回収できなかった債権を市が回収することには、相当な困難を要するものと推察される。現実問題として、損失補償により市へ移譲された債権のほとんどが不良債権化している状態であった。

制度融資の中には、「貸付けによって損失が生じたときは金融機関の負担」としている制度も存在している。融資の前提条件は、債務の履行が確実に見込まれることであり、損失補償を前提とせず、制度融資の実行者である金融機関の責任を明確化するとともに、複数による人的担保（連帯保証人）の徴取や金融機関の信用保証制度の活用を検討するなど、債権の保全と市民に対する説明責任を果たせるよう、損失補償制度のあり方について再考されたい。

(6) 債権管理や回収業務への対応について

日々の業務と比較してみると、多くの所属で債権管理や回収業務に対する優先順位は低くなるものと思われる。しかし、貸付金の原資は、市民等が納めた貴重な市税などを財源として、資金を必要とする第三者に対して貸付けが行われるものであり、その前提は借入者による債務の完全履行にある。借入者が債務の履行を怠った場合、市は速やかに当該債権を保全する必要があるが、形式的に督促状を発行するのみであったり、不定期で催告書を送付しているのみと思われるなど、積極的な債権の保全が行われているとは言い難い所属も見受けられた。

市の債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3区分に大別され、今回のテーマとした貸付金は、私債権に区分されるものである。同じ区分に属する債権でも、個々の債権の種類によって、時効の期間や債権の消滅に係る要件などが異なるため、債権管理及び回収業務については、専門的な知識や技術、豊富な見識等が必要とされるものである。

市は平成25年3月に「新潟市債権管理基本方針」を定め、「新たな未収金の発生の防止」「過去の未収金の整理」「全庁一体となった取り組みの推進」「債権回収に向けた連携の強化」「市民への積極的な周知・啓発活動の展開」の5つを基本柱として債権管理の適正化に取り組んでいる。今後は、新たに制定された「新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）」の趣旨を踏まえ、財務部債権管理課と債権を有する各所属が庁内横断的に情報力と専門性を融合させることにより、貸付債権の公正な徴収と適正な管理が行われることを強く望む。

【資料】

貸付制度別の概要は以下のとおりである。

なお、各制度名の（ ）は開始年度、【 】は貸付対象者であり、各制度の(a)実績・収納状況の表は利息を含んでいる。

(1) 個人等への貸付(各制度のNo. は5ページの一覧表内の番号と一致する。)

(No. 1) 消費者訴訟に要する費用の貸付金（平成18年度～）【個人】

新潟市消費生活条例及び規則に基づき、消費者訴訟に要する費用の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行い、消費生活の保護を図ることを目的として、無利子で貸し付けを行う。

貸付の条件は、①同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るもの②苦情処理委員会の調停によっても解決されなかった消費者苦情に係るもの③1件当たりの被害額が規則で定める額以下であるもの④上記要件をすべて満たしたうえで苦情処理委員会の意見を聴いて援助を行うものとなっている。

(a) 実績・収納状況

貸付実績なし

(b) 債権の管理状況

債権管理は市民生活部市民生活課消費生活センターで行われている。訴訟が終了したときは、その翌日から起算して90日以内に貸付金を返還しなければならない。違約金は、年14.5パーセントとなっている。制度の設立から、これまでに貸付けを行った実績は一度もない。

(No. 2) 災害援護資金貸付金（昭和50年度～）【個人】

災害弔慰金の支給等に関する法律及び新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき、災害救助法による救助の行われる災害等により、被害を受けた世帯の市民の生活の立て直しに資することを目的として、資金の貸付けを行っている。

貸付原資のうち、3分の2は国から市への無利子貸付金であり、償還期間は10年間（据置期間は3年）となっている。貸付利率は、据置期間中が無利息で、その後は年3パーセントとなっている。国からの貸付金については、借入者の滞納の有無にかかわらず、11年目に全額を国へ償還することとなっている。

平成10年8月4日に発生した集中豪雨水害が災害救助法の適用を受け、被害に遭った者のうち、7名に対して災害援護資金の貸付けが行われた。合併市町村関連では、旧豊栄市で平成7年4月1日に発生した地震の被災者に対する貸付け（2件）実績があり、旧亀田町で平成16年7月に発生した水害の遺族へ弔慰金（1件）が支払われている。近年では、平成23年度に1名へ貸付けが行われている。

(a) 実績・収納状況 (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	4,679,340	1,319,700	3,359,640	28.2%
21	0	0	3,359,640	0	3,359,640	0.0%
22	0	0	3,359,640	0	3,359,640	0.0%
23	1	1,500,000	3,359,640	0	3,359,640	0.0%
24	0	0	3,359,640	0	3,359,640	0.0%

(参考) 合併市町村関連の償還事務は、平成17年度で終了している。

(b) 債権の管理状況

債権管理は福祉部福祉総務課で行っている。平成10年8月4日に発生した集中豪雨水害に係る貸付金については、借入者7名のうち5名の償還が終了している。滞納となっている債権は元金300万円（150万円×2名）とそれに係る遅延損害金である。滞納者2名とも、転居を繰り返して、住民票が職権削除されていたため居所の特定ができていない。また、2名とも平成14年に初回納期が設定されているが、これまでに一度も償還が行われていない。

現在、滞納者に関する調査が行われているものの、居所不明のため電話催告や戸別訪問等の対応は行われていない。法第七条第二項で、償還金の支払を怠ったときは、借入者に対して災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができることとなっているが、その手続きは取られておらず、民事訴訟法上の支払督促や強制執行等の法的措置も取られていない。

法令等の規定により、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとなっている。

### (No. 3) 母子寡婦福祉資金貸付金（昭和39年度～）【個人】

母子及び寡婦福祉法等に基づき、一時的な資金を必要とする母子家庭の母、寡婦、父母のいない児童に資金を貸し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的としている。

貸付対象資金は、事業、事業継続、技能習得、修業、就職支度、住宅、転宅、医療介護、生活、修学資金、就学支度、結婚資金などで、各区健康福祉課で貸付業務を行っている。貸付条件は、①資金に困っている母子家庭の母、寡婦、父母のいない児童②租税に滞納がないこと③既に借り入れている当貸付金の償還を滞納していないこと④償還ができることとなっている。

貸付原資の3分の2を国から無利子で借り入れている。償還期間は資金により異なるが、3～20年間となっている。貸付利率は連帯保証人がある場合は無利息で、連帯保証人がない場合は年1.5パーセント、ただし、子の資金についてはすべて無利息となっている。違約金は年10.75パーセントである。事務は都道府県が処理することとされているが、地方自治法に定める指定都市及び中核市へ権限が移譲されている。

#### (a) 実績・収納状況

##### 母子福祉資金貸付金 (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	514	319,642,200	373,939,923	141,904,411	232,035,512	37.9%
21	550	342,373,900	414,004,191	155,548,483	258,455,708	37.6%
22	632	372,568,530	448,483,628	176,202,383	272,281,245	39.3%
23	668	419,062,326	466,427,699	188,122,539	278,305,160	40.3%
24	726	466,614,516	499,488,157	277,985,211	221,502,946	55.7%

##### 寡婦福祉資金貸付金 (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	17	14,544,000	22,408,570	13,046,884	9,361,686	58.2%
21	15	10,989,000	22,748,937	13,782,982	8,965,955	60.6%
22	18	14,858,500	21,160,012	11,593,209	9,566,803	54.8%
23	20	13,421,000	20,952,984	11,712,948	9,240,036	55.9%
24	19	12,712,000	21,930,345	15,895,077	6,035,268	72.5%

#### (b) 債権の管理状況

債権管理は市の専用システムにより、福祉部こども未来課及び各区健康福祉課で行われている。本課から区への情報提供及び支援体制は適切に行われている。旧新潟市では中核市の指定後に当該事務を行っているが、編入合併区域の債権は、政令指定都市への移行に伴い県より債権が譲渡されたものである。平成24年度末の滞納債権は227,538,214円で、長期にわたり滞納となっているものもみられるが、督促及び催告等の債権回収に

関する取り組みは定期的に行われている。口座振替の推奨や連帯債務者との面談、連帯保証人への催告、財務部債権管理課との連携強化などにより、償還率は上昇してきている。全体的に債権管理は適切に行われている。

**(No. 4, No. 6) 障がい者住宅整備資金貸付金（昭和56年度～，昭和60年度～）【個人】**

旧新津市障がい者住宅整備資金貸付規則及び旧潟東村障がい者住宅整備資金貸付条例に基づき、障がい者又は障がい者と同居する世帯に対し、障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付けを行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、直接市民へ貸付けていたものである。市町村合併により旧制度は廃止され、現在は債権管理事務のみが残っている。

(a) 実績・収納状況

障がい者住宅整備資金貸付金（秋葉区健康福祉課） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	2,547,195	904,681	1,642,514	35.5%
21	0	0	2,442,236	536,910	1,905,326	22.0%
22	0	0	2,240,473	247,604	1,992,869	11.1%
23	0	0	2,009,613	126,249	1,883,364	6.3%
24	0	0	1,883,364	43,741	1,839,623	2.3%

障がい者住宅整備資金貸付金（西蒲区健康福祉課） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	3,110,446	828,550	2,281,896	26.6%
21	0	0	2,768,556	601,872	2,166,684	21.7%
22	0	0	2,514,806	333,436	2,181,370	13.3%
23	0	0	2,390,954	0	2,390,954	0.0%
24	0	0	2,390,954	0	2,390,954	0.0%

(b) 債権の管理状況

債権管理は秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課で行われている。滞納債権は、いずれも平成12～13年頃に貸付けたものである。時折、小額の納付が見られるものの、両区とも多額の収入未済額が生じている。滞納債権の回収の見通しは厳しい状況である。

**(No. 5, No. 7) 老人居室等整備資金貸付金（昭和54年度～，昭和60年度～）【個人】**

旧新津市高齢者住宅整備資金貸付規則及び旧潟東村高齢者住宅整備資金貸付条例に基づき、60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の住環境を改善するため、高齢者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な高齢者住宅整備資金の貸付けを行うことにより、高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的として、直接市民へ貸付けていたものである。市町村合併により旧制度は廃止され、現在は債権管理事務のみが残っている。

## (a) 実績・収納状況

老人居室等整備資金貸付金（秋葉区健康福祉課）

（円）

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	4,526,147	2,620,760	1,905,387	57.9%
21	0	0	3,855,721	1,906,532	1,949,189	49.4%
22	0	0	2,831,158	925,771	1,905,387	32.7%
23	0	0	2,405,379	587,596	1,817,783	24.4%
24	0	0	2,130,318	356,337	1,773,981	16.7%

老人居室等整備資金貸付金（西蒲区健康福祉課）

（円）

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	6,016,306	2,072,695	3,943,611	34.5%
21	0	0	5,651,074	1,447,984	4,203,090	25.6%
22	0	0	5,142,664	817,439	4,325,225	15.9%
23	0	0	4,587,205	459,461	4,127,744	10.0%
24	0	0	4,127,744	10,000	4,117,744	0.2%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は秋葉区健康福祉課及び西蒲区健康福祉課で行われている。滞納債権は、いずれも平成11～12年頃に貸付けたものである。時折、小額の納付が見られるものの、両区とも多額の収入未済額が生じている。滞納債権の回収の見通しは厳しい状況である。

## (No. 8～21) 新潟市奨学金（平成19年度～）、新潟市社会人奨学金（平成20年度～）及び旧制度奨学金【個人】

新潟市奨学金条例 及び新潟市社会人奨学金条例に基づき、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的として、高校、専修学校、大学等に在学する本人又は本人の保護者が市内に住所を有する場合に無利子で直接貸付けている。

貸付金額は、高校・高専で年20万円、専修学校・大学等で年40万円、償還期間は20年以内となっている。他の地方公共団体、その他の団体の奨学金と併用ができる制度となっている。旧合併市町村において制度を設けていた各地区の奨学金については、それぞれで制度内容が異なるが、現在は新規貸付事務を終了し、債権管理事務のみが残っている。



## (a) 実績・収納状況

## 新潟市奨学金（教育委員会学務課）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	253	93,400,000	550,000	550,000	0	100.0%
21	339	124,200,000	3,050,000	2,850,000	200,000	93.4%
22	384	144,800,000	9,452,400	8,697,400	755,000	92.0%
23	362	138,700,000	15,911,700	14,371,700	1,540,000	90.3%
24	354	135,600,000	31,540,100	29,147,100	2,393,000	92.4%

## 新潟市社会人奨学金（教育委員会学務課）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	7	2,600,000	0	0	0	—
21	12	4,600,000	0	0	0	—
22	16	6,200,000	1,360,000	1,360,000	0	100.0%
23	20	8,000,000	1,020,000	1,020,000	0	100.0%
24	22	8,600,000	760,000	760,000	0	100.0%

## 新潟市黒埼地区奨学金（教育委員会学務課）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	622,500	388,500	234,000	62.4%
21	0	0	382,000	176,000	206,000	46.1%
22	0	0	334,000	169,000	165,000	50.6%
23	0	0	237,000	72,000	165,000	30.4%
24	0	0	237,000	54,000	183,000	22.8%

## 新潟市横越地区奨学金（江南区教育事務所）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	6	2,040,000	4,880,000	4,880,000	0	100.0%
21	4	1,380,000	4,828,000	4,828,000	0	100.0%
22	1	360,000	3,868,000	3,868,000	0	100.0%
23	1	360,000	2,664,000	2,664,000	0	100.0%
24	0	0	2,808,000	2,808,000	0	100.0%

## 新潟市亀田地区奨学金（江南区教育事務所）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	363,200	363,200	0	100.0%
21	0	0	501,200	501,200	0	100.0%
22	0	0	531,200	531,200	0	100.0%
23	0	0	435,200	435,200	0	100.0%
24	0	0	423,200	423,200	0	100.0%

## 新潟市新津地区奨学金（秋葉区教育事務所）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	2	240,000	1,174,500	1,138,500	36,000	96.9%
21	0	0	1,257,000	1,239,000	18,000	98.6%
22	0	0	1,212,000	1,152,000	60,000	95.0%
23	0	0	1,335,000	1,200,000	135,000	89.9%
24	0	0	993,000	774,000	219,000	77.9%

## 新潟市小須戸地区奨学金（秋葉区教育事務所）

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	10	3,600,000	12,447,000	12,267,000	180,000	98.6%
21	5	1,800,000	10,827,000	10,755,000	72,000	99.3%
22	0	0	11,295,000	11,043,000	252,000	97.8%
23	0	0	10,719,000	10,287,000	432,000	96.0%
24	0	0	8,235,000	8,055,000	180,000	97.8%

新潟市白根地区奨学金（南区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	19	7,620,000	8,424,756	8,424,756	0	100.0%
21	9	3,780,000	8,476,756	8,476,756	0	100.0%
22	0	0	8,766,756	8,766,756	0	100.0%
23	0	0	16,176,756	16,106,756	70,000	99.6%
24	0	0	9,796,756	9,796,756	0	100.0%

新潟市味方地区奨学金（南区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	2,576,000	2,576,000	0	100.0%
21	0	0	2,480,000	2,480,000	0	100.0%
22	0	0	2,040,000	2,040,000	0	100.0%
23	0	0	860,000	860,000	0	100.0%
24	0	0	480,000	480,000	0	100.0%

新潟市月潟地区奨学金（南区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	3	1,152,000	6,793,300	6,620,500	172,800	97.5%
21	1	384,000	6,761,300	6,517,400	243,900	96.4%
22	0	0	6,005,000	5,853,500	151,500	97.5%
23	0	0	3,955,400	3,682,700	272,700	93.1%
24	0	0	3,290,600	3,290,600	0	100.0%

新潟市岩室地区奨学金（西蒲区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	4	1,440,000	2,641,000	2,484,000	157,000	94.1%
21	0	0	4,477,000	4,356,000	121,000	97.3%
22	0	0	1,801,000	1,716,000	85,000	95.3%
23	0	0	2,005,000	1,956,000	49,000	97.6%
24	0	0	1,345,000	1,345,000	0	100.0%

新潟市潟東地区奨学金（西蒲区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	2	1,200,000	7,094,400	6,000,000	1,094,400	84.6%
21	2	1,200,000	6,734,400	5,415,000	1,319,400	80.4%
22	0	0	7,339,400	5,878,000	1,461,400	80.1%
23	0	0	7,505,400	5,816,000	1,689,400	77.5%
24	0	0	6,779,400	4,710,000	2,069,400	69.5%

新潟市中之口地区奨学金（西蒲区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	1	360,000	1,638,000	1,638,000	0	100.0%
21	0	0	1,860,000	1,860,000	0	100.0%
22	0	0	1,860,000	1,860,000	0	100.0%
23	0	0	1,752,000	1,752,000	0	100.0%
24	0	0	1,488,000	1,488,000	0	100.0%

新潟市巻地区奨学金（西蒲区教育事務所） (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	14	4,680,000	22,470,800	21,119,400	1,351,400	94.0%
21	4	1,440,000	23,078,400	21,375,200	1,703,200	92.6%
22	0	0	20,343,200	18,505,600	1,837,600	91.0%
23	0	0	19,530,800	17,107,200	2,423,600	87.6%
24	0	0	15,854,800	13,241,800	2,613,000	83.5%

(b) 債権の管理状況

債権管理は教育委員会学務課及び各教育事務所で管理されている。市の専用システムはなく、これまでは貸付台帳のほか、エクセル等により管理されている。現行制度分については、平成26年度から奨学金管理システムを導入する準備を進めている。

定期償還分については納期ごとに納付書を送付している。江南区・南区教育事務所で、平成24年度末時点での収入未済額は無いが、学務課及び秋葉区・西蒲区教育事務所においては、滞納債権が生じている。

奨学金の貸付け終了後は、市は借入者から借用証書を徴取することになっているが、学務課で15名、西蒲区で1名が未提出となっている。学務課分については、償還方法が一律であることから、未提出者に対して納入通知書を送付しているものの、西蒲区教育事務所分については、貸付け終了時に償還方法を選択させる仕組みとなっているため、未提出者へ納入通知書を発送できない状態となっている。

(No. 22) 新潟市入学準備金貸付金（平成23年度～）【個人】

新潟市入学準備金貸付条例に基づき、高等学校等の入学に際して必要となる費用のための資金（「入学準備金」）を貸付けることにより、教育の機会均等を図り、もって有能な人材を育成することを目的として、市内に住所を有し、経済的な理由により修学が困難な者の保護者又は修学に要する費用を負担する者に対して無利子で直接貸付けている。

貸付金額は、国公立の場合は15万円、私立の場合は15万円若しくは30万円で、返還方法は貸付後最初に到来する12月以降、計5回で返還することとなっている。

(a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
23	32	6,300,000	0	0	0	—
24	42	8,700,000	1,260,000	1,200,000	60,000	95.2%

(b) 債権の管理状況

債権管理は教育委員会学務課で管理されている。市の専用システムは導入されておらず、財務会計システム及びエクセル等により管理されている。初回の貸付けを平成23年度から開始しているが、償還開始時期は翌年度からとなっている。

一部で納付の遅れがみられ、収入未済額が6万円生じている。償還開始初年度の収納率は95.2パーセントとなっている。

(2) 制度融資（各制度のNo. は7ページの一覧表内の番号と一致する。）

(No. 1) 芸術活動助成金等内定者資金融資（平成24年度～）【個人及び団体】

新潟市芸術活動助成金等内定者資金融資制度要綱に基づき、国や地方公共団体、各種助成団体から助成金等の交付が内定している芸術家等（団体含む）に対し、助成団体から助成金等が交付されるまでの間、つなぎ資金を融資することにより、芸術家等の資金

需要にこたえ、芸術家等の活動の支援と育成を図ることを目的としている。1件あたり300万円を上限として、無利息で貸付けを行うものである。償還期限は対象事業終了後、3ヶ月以内となっている。

貸付原資は市の預託金のみであり、文化観光・スポーツ部文化政策課で融資を決定した者に対して、委託先である（公財）新潟市芸術文化振興財団が融資に係る業務を行っている。委託内容は制度利用者の募集、融資金の貸付け及び回収業務などであり、市は（公財）新潟市芸術文化振興財団と委託契約を締結し、委託料を別途支出している。

(a) 実績・収納状況 (円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
24	15,000,000	0	1	0	0
25	15,000,000	10,000,000	1	0	0

(b) 債権の管理状況

債権管理は（公財）新潟市芸術文化振興財団で行う。平成24年度に制定された新しい制度でもあり、これまでに融資実績はない。預託金は、毎年度末に市へ償還されることとなっているが、その時点で融資実行中のときは、その金額を除いた額が市へ償還されることとなっている。要綱及び融資制度実施に関する覚書のいずれにも、遅延利息及び損失補償に関する事項は記載されていない。

## (No. 2) 地球環境保全・公害防止施設資金貸付（昭和45年度～）【中小企業】

新潟市地球環境保全・公害防止施設資金貸付要綱に基づき、主として市内の中小企業基本法、中小企業団体の組織に関する法律に定める事業者に対して、CO2排出削減のための施設整備及び公害防止施設改善等に要する資金を支援し、地球環境の保全に資することを目的としている。新潟県にも同様の融資制度があり、重複利用が可能な制度となっている。なお、アスベストの除去等に関しては、市民も対象としている。

貸付原資は市の預託金の3倍で、金融機関との協調による制度融資である。貸付限度額は3,000万円で、貸付利率は信用保証協会の保証のあるときは年1.9パーセント、保証のないときは年2.4パーセントとなっている。貸付期間は10年（低公害車等の導入に係るものは1年）以内であり、据置期間は1年以内となっている。

なお、平成24年度の事業仕分の結果を受け平成25年度からは当該制度のうち公害防止施設資金については環境部環境対策課で引き続き所管するが、地球環境保全資金については「あんしん未来資金 地球環境保全資金」という名称で経済・国際部商業振興課へ引き継がれている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	14,000,000	10,000,000	3	9,481,000	30,000,000
21	39,870,000	9,830,000	3	29,500,000	-
22	49,100,000	10,960,000	3	27,300,000	5,600,000
23	48,570,000	9,880,000	3	29,653,300	-
24	48,550,000	10,550,000	3	25,652,900	6,000,000

## (b) 債権の管理状況

金融機関との協調による制度融資であり、債権管理は金融機関で行われている。滞納債権はなく、適切な事務が行われている。平成24年度までに貸付けを行った資金管理については、すべての償還が終わるまで環境部環境対策課で事務を行うこととなっている。市の損失補償契約はなく、取扱金融機関の負担となることが要綱に明記されている。

## (No. 3) 新潟市社会福祉協議会低所得者小口資金貸付（昭和43年度～）【個人】

新潟市社会福祉協議会低所得者小口資金貸付要綱に基づき、新潟市に居住する低所得者であって、現に生活が困窮し、緊急な一時的出費を必要とする世帯を対象として資金の貸付けを行い、その世帯を援護し、その自立助長を図ることを目的としている。

貸付原資は、市の預託金のおよそ2倍で、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会（以後、市社会福祉協議会という。）との協調による融資制度である。要綱及び預託契約書に基づき、貸付業務は社協会長から発令を受けた各区福祉事務所職員が行っている。貸付限度額は原則1万円以内で、特に必要と認めた場合は5万円を上限としている。償還期間は、貸付けを受けた翌月から10ヶ月以内で、貸付利率は無利息となっている。なお、貸付金が完済されていない場合の重複貸付けは認められていない。平成23年度に市の預託金を700万円から1,000万円に増額している。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	7,000,000	7,000,000	-	12,879,300	21,409,015
21	7,000,000	7,000,000	-	13,121,139	26,575,720
22	7,000,000	7,000,000	-	13,775,339	31,655,030
23	10,000,000	10,000,000	-	15,155,696	26,392,255
24	10,000,000	10,000,000	-	15,710,974	25,773,400

## (b) 債権の管理状況

債権管理は市社会福祉協議会のほか、市の専用システムにより福祉部福祉総務課及び各区保護課又は健康福祉課で行われている。

制度利用者の多くが生活保護受給者であることから、その事務の一環として償還指導を行っている。10年以上の滞納債権については、市社会福祉協議会で不納欠損処分を行っている。これにより減少した貸付原資は、市が市社会福祉協議会に対して欠損額と同額を補助金として交付している。預託金については、毎年度末に市へ全額が償還されている。

#### (No. 4) 民間保育所施設整備資金貸付（昭和53年度～）【民間保育所】

民間保育所施設整備資金貸付制度要綱に基づき、市内の民間保育所が施設整備のため資金を必要とする際、整備資金を貸付けその施設の運営の健全化及び施設整備の促進を図ることを目的としている。

貸付原資は市の預託金のみで、市社会福祉協議会へ預託して貸付業務を行っている。貸付対象の資金は、施設の補修及び増改築に係る経費、施設の新設及び移転改築に伴う用地購入に係る経費、施設の小規模な補修及び増改築に係る経費などがあり、融資限度額は、所要経費の80パーセント以内で、小規模工事の場合は300万円を上限としている。償還期間は、融資額500万円未満の場合が5年以内と定められており、融資額500万円以上の場合、福祉医療機構の例により償還期間が決定される。貸付利率は、償還期間5年以内が1パーセント、5年を超えた場合は3.15パーセントである。延滞手数料は14.6パーセントとなっている。貸付対象者は、市内におよそ130施設ある民間保育所と35施設ある認可外保育施設の経営者で、他の資金融資を受けることが困難な者となっている。

##### (a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	130,000,000	122,378,000	1	122,378,000	0
21	120,000,000	111,516,000	1	108,516,000	3,000,000
22	100,000,000	97,354,000	1	97,354,000	0
23	87,000,000	82,952,000	1	82,952,000	0
24	80,000,000	57,650,000	1	57,650,000	0

##### (b) 債権の管理状況

債権管理は市社会福祉協議会で行われており、貸付及び償還に関する状況報告等は、福祉部保育課へ定期的に行われている。平成21年度以降、新規貸付の申し込みはない。滞納債権はなく、預託金は毎年度末に市へ償還されており、債権管理は適切に行われている。

#### (No. 5) 障がい者住宅整備資金融資（昭和54年度～）【個人】

新潟市障がい者住宅整備資金融資要綱に基づき、障がい者又は、障がい者と同居する親族に対し、障がい者の居住環境を改善するために、障がい者の専用居室等を新增改築又は改造、購入する際に必要な経費の融資を行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的としている。

貸付原資は市の預託金のみであり、貸付業務は金融機関で取り扱っている。貸付対象資金は、障がい者又は、障がい者と同居する親族に対し、障がい者の居住環境を改善するために、障がい者の専用居室等を新增改築又は改造、購入する際に必要な経費であり、1世帯につき410万円を上限に貸付けを行っている。貸付条件は、①本市に住所を有する者②自己資金で居室等を整備することが困難な者③新增改築等について正当な権限を有する者④市税を滞納していない者となっており、貸付利率は年1.8パーセント、遅延利息は年14.0パーセントとなっている。

(a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	104,252,000	91,834,000	1	75,156,363	14,000,000
21	94,022,000	72,902,000	1	70,043,695	4,000,000
22	79,477,000	60,595,000	1	56,567,461	13,900,000
23	64,795,000	60,783,000	1	56,793,714	8,200,000
24	63,038,000	56,288,000	1	52,187,973	2,400,000

(b) 債権の管理状況

債権管理は金融機関で行われている。ただし、金融機関が債権回収について最善の努力をして1年を経過後も元利金（遅延利息を含む。）が返済されない場合は、市は金融機関に対して損失補償することが要綱及び預託契約書に明記されている。これまでに市が損失補償を行い、平成24年度末時点における滞納債権は、4件、合計6,787,355円としていたが、本来は6件、10,583,015円とすべきであり、2件分、3,795,660円が漏れていた。

滞納債権が漏れていた原因は、時効により不納欠損を行ったとしていたが、事務処理は完結していなかった。損失補償を行った滞納債権は、回収困難となっている。近年の新規貸付けは減少傾向にある。

**(No. 6) 障がい者福祉施設整備資金貸付（平成10年度～）【障がい福祉施設】**

個別の預託契約に基づき、市社会福祉協議会が行う「障がい福祉施設及び高齢者福祉施設整備資金貸付制度」の原資として、同協議会へ貸付けている。貸付原資は市の預託金のみであり、貸付業務は市社会福祉協議会で行っている。

貸付対象資金は、市内の社会福祉法人が障がい福祉施設及び高齢者福祉施設を整備するための資金である。貸付条件は、独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて民間障がい福祉施設等を整備する社会福祉法人で事業団が定める自己資金を用意することが困難な者で、新潟市が資金の償還に対して債務負担行為を設定している者となっており、償還期間は10年以内、貸付利率及び遅延利息のいずれも無利息となっている。

なお、平成17年度の融資を最後に貸付けを終了している。

(a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	136,903,000	136,903,000	1	136,903,000	0
21	103,971,000	103,971,000	1	103,971,000	0
22	72,706,000	72,706,000	1	72,706,000	0
23	47,594,000	47,594,000	1	47,594,000	0
24	29,184,000	29,184,000	1	29,184,000	0

(b) 債権の管理状況

債権管理は市社会福祉協議会で行われており、償還に関する報告は年度末に福祉部障がい福祉課へ行っている。滞納債権はなく、預託金は毎年度末に市へ償還されており、債権管理は適切に行われている。

(No. 7) 老人居室等整備資金融資（昭和54年度～）【個人】

新潟市老人居室等整備資金融資要綱に基づき、60歳以上の高齢者の居住の利便向上のための専用居室又は浴室、トイレ等の整備に必要な資金を融資することにより、高齢者と家族との間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的としている。

貸付原資は市の預託金のみであり、貸付業務は金融機関で取り扱っている。貸付対象資金は、高齢者居室工事：高齢者専用居室を確保するための住宅の新荘改築等工事、浴室及びトイレ工事：高齢者の居住の利便向上のための改修・改造工事等、住宅内・玄関先改修工事：上記2つ以外の住居内の手すりの設置・段差解消等の工事、高齢者仕様住宅工事：住宅の新築・全部改築工事で住宅各部において高齢者に配慮した仕様にする工事（「高齢者仕様住宅適用基準」を満たすもの）に必要な経費であり、1世帯につき410万円を上限に貸付けを行っている。償還期間は10年（50万円未満は5年）以内である。

貸付条件は、①本市に住所を有する者②自己資金で住居を整備することが困難な者③高齢者又はその親族が土地家屋を所有し、かつ、居住する住宅④市税を滞納していない者⑤償還能力を有する者⑥金融機関から高齢者同居に伴う割増融資を受けないこととなっている。貸付利率は年1.8パーセント、遅延利息は金融機関の定めることとなっている。

(a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	84,270,000	73,741,000	1	61,428,731	5,300,000
21	62,699,000	48,595,000	1	48,294,262	0
22	37,109,000	31,600,000	1	31,310,426	0
23	29,396,000	21,375,000	1	21,557,317	0
24	24,681,000	16,686,000	1	16,676,233	0

(b) 債権の管理状況

債権管理は金融機関で行われている。ただし、金融機関が債権回収について最善の努力をして1年を経過後も元利金（遅延利息を含む。）が返済されない場合は、市は金融機関に対して損失補償することが要綱及び預託契約書に明記されている。これまでに市が損失補償を行い、平成24年度末時点における滞納債権は、2件、合計2,009,704円である。

損失補償を行った滞納債権は、回収困難となっている。近年、融資件数は減少傾向であり、平成20年度を最後に新規融資は実行されていない。



(No. 8～27) 中小企業向け制度融資（昭和33年度～）【中小企業，組合】

各種制度の要綱等に基づき，市内の中小企業及び組合の事業活動に必要な資金の円滑化，設備の近代化，経営基盤の確立を促進し，中小企業等の健全な発展と商工業の振興に寄与することを目的としている。融資は預託契約書及び覚書を締結し，市から金融機関に資金を預託し，金融機関が低利で中小企業等へ融資を行うものである。融資対象は運転資金，設備資金及び転貸資金となっており，「地方産業育成資金」「中小企業特別融資」「経営支援特別融資」「工業振興資金」「中小企業振興資金」などの制度がある。

(a) 実績・収納状況 (円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	9,964,000,000	9,280,200,000	1～4	18,690,738,000	26,714,164,000
21	17,411,000,000	14,925,900,000	1～4	35,924,524,000	17,565,669,000
22	19,176,000,000	15,867,900,000	1～4	41,833,702,000	14,032,125,000
23	15,723,100,000	15,723,100,000	1～4	41,636,435,000	8,587,067,000
24	15,847,800,000	15,847,800,000	1～4	37,687,064,000	7,399,467,000

※協調倍率は各種制度融資により異なる

(b) 債権の管理状況

市と金融機関との協調融資であり，債権管理は各金融機関で行われている。毎月月末時点における貸付状況が，各金融機関から経済・国際部商業振興課へ報告されている。現行制度において，市と金融機関との損失補償契約は締結されていない。単年度の預託であることから，毎年度末に預託金の全額が市へ償還されており，債権の管理は適切に行われている。

(No. 28) 中央卸売市場入場業者資金貸付（平成18年度～）【法人】

新潟市中央卸売市場入場業者資金貸付金取扱要綱に基づき，平成19年の新市場への移転に際し，入場する業者に対して，入場の際必要とする資金について，速やかで，円滑な貸付を実行することにより，経費負担の軽減を図り，経営基盤を安定させ，以って新市場の効率的な運営を期することを目的としている。

貸付原資は市の預託金の2倍で，金融機関との協調による制度融資である。貸付限度額は卸売業者及び業者の組織する法定団体が5,000万円，仲卸業者が2,000万円，関連事業者が500万円となっている。貸付業務は市内の金融機関で取り扱っており，貸付利率は年1.9パーセント，償還期間は10年以内となっている。貸付けの対象となる資金は，新潟市中央卸売市場移転に伴い，必要となる設備資金並びに移転費用，開業準備などの運転資金となっている。なお，平成19年度末で新規の貸付けを終了している。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	647,500,000	87,263,000	2	173,128,000	0
21	77,800,000	77,799,000	2	153,978,000	0
22	68,060,000	68,059,200	2	134,491,000	0
23	58,277,000	52,118,000	2	96,796,000	0
24	35,436,000	35,435,500	2	69,275,000	0

## (b) 債権の管理状況

金融機関との協調による制度融資であり、債権管理は各金融機関で行われている。単年度の預託であることから、毎年度末に預託金の全額が市へ償還されている。金融機関が新潟県信用保証協会の補償を貸付けの条件としているため、同協会が代位弁済を行なった場合、市が損失の一部を補償する損失補償契約を締結している。

## (No. 29) 勤労者等住宅建設資金貸付（昭和58年度～）【個人】

新潟市勤労者等住宅建設資金貸付要綱に基づき、勤労者等で自ら居住する住宅を、新潟市に建設又は購入しようとするもので、自己資金の不足するものに対し、資金を貸付けることにより、持家の促進と併せて建築関連業界の振興を図ることを目的として、市内の金融機関へ無利子で預託をしている。

貸付原資は預託金額の3倍で、1戸あたり50万円以上500万円以内で金融機関で貸付けを行っている。貸付利率は年2.8パーセント、貸付期間は20年以内となっている。

主に、旧住宅金融公庫の融資等で建設資金に不足が生じる場合に利用されていたが、平成22年4月1日で制度は廃止されている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	280,000,000	224,095,000	2.5～5.0	691,889,193	24,000,000
21	209,000,000	196,801,000	2.5～3.0	616,475,198	5,000,000
22	170,968,000	162,551,000	3	515,100,971	0
23	139,345,000	135,733,000	3	426,046,789	0
24	109,297,000	105,204,000	3	334,022,582	0

※借入れた年度、金融機関により異なる

## (b) 債権の管理状況

金融機関との協調による制度融資であり、債権の管理は金融機関で行われている。貸付状況は、各金融機関から建築部住環境政策課及び西蒲区産業観光課へ報告されている。損失が生じたときは、金融機関の負担としている。預託金は、毎年度末に適正に償還されている。

(No. 30) 排水設備設置資金融資（昭和45年度～）【個人】

新潟市排水設備設置資金融資要綱に基づき、下水道の水洗化普及促進及び公設浄化槽の円滑な設置を図ることを目的として、資金の融資を行う金融機関に対して預託をしている。融資の対象は、下水道などの排水設備設置工事などに要する資金となっている。

貸付原資は市の預託金のみで、金融機関の窓口で1件あたり100万円を上限に無利子で貸付けを行い、償還期間は60ヶ月以内となっている。

(a) 実績・収納状況

(円)

年度	予算額	預託金額	協調倍率	前年度末融資残高	新規融資実績額
20	115,000,000	77,600,000	1	58,365,308	18,814,645
21	115,000,000	89,000,000	1	44,736,399	31,485,000
22	103,000,000	91,700,000	1	50,794,863	24,600,000
23	97,700,000	90,700,000	1	50,501,722	22,138,000
24	106,500,000	98,000,000	1	49,324,782	24,240,000

(b) 債権の管理状況

協調倍率1倍の制度融資であり、債権管理は金融機関で行われている。毎月月末時点における貸付状況が、各金融機関から下水道部経営企画課へ報告されている。市の損失補償契約は締結されておらず、預託金は毎年度末に適正に償還されている。

(3) 特定団体への貸付(各制度のNo. は8ページの一覧表内の番号と一致する。)

(No. 1) 新潟市地域総合整備資金貸付（平成21年度～）【特定の法人】

新潟市地域総合整備資金貸付要綱に基づき、地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりを推進することを目的として、(財)地域総合整備財団の支援を得て行う無利子の長期資金貸付事業であり、通称「ふるさと融資」と呼ばれている。市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動の貸付対象事業費から補助金を控除した額の35パーセント以内で貸付けを行っている。

貸付条件は、①公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの②事業地域内において10人以上の雇用が見込まれるもの③用地取得費を除く貸付対象費用の総額が2,500万円以上のも④用地取得等の契約後5年以内に営業開始されるものとなっている。

1件あたりの貸付額は、概ね500万円以上とし、42億円（貸付対象事業が年度を越えて実施される場合で、複数の施設を一体的・複合的に整備するものである場合は、1件あたりの貸付額は63億円）を限度としている。償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内となっている。

無利子の貸付けであるが、貸付原資の全額が地方債によるため、起債に伴う利子が生じるが、利子の75パーセントは地方交付税で措置される。借入申請の都度、開催される市の方針検討会議及び同財団の審査で貸付が決定される。近年では、平成23年度に木戸病院移転新築事業、平成22～24年度で下越病院移転新築及び歯科診療所建設事業への貸付けが行われている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	151,964,000	151,964,000	0	100.0%
21	0	0	108,404,000	108,404,000	0	100.0%
22	1	200,000,000	88,894,000	88,894,000	0	100.0%
23	2	2,025,000,000	44,076,000	44,076,000	0	100.0%
24	1	75,000,000	32,412,000	32,412,000	0	100.0%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は地域・魅力創造部政策調整課で行われているが、貸付け及び徴収の事務は、市が委託している同財団を経由して行われている。遅延利息は年14パーセントとなっており、市は、債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な連帯保証人を徴している。滞納債権もなく、適正な事務が行われている。

## (No. 2) 研究開発資金貸付（平成23年度～）【（公財）新潟市産業振興財団】

新潟市研究開発資金貸付要綱に基づき、国等の研究開発委託事業等を円滑に実行するために必要な資金を貸付けることにより、中小企業者等が取り組む高度な研究開発を支援し、もって地域産業の競争力の強化を図ることを目的として、（公財）新潟市産業振興財団に対して、無利子で直接貸付けている。償還期限は、その貸付けを実施した会計年度内となっており、遅延利息は、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年大蔵省告示第991号）で定める率となっている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
23	1	29,997,950	29,997,950	29,997,950	0	100.0%
24	1	22,499,400	22,499,400	22,499,400	0	100.0%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は経済・国際部産業政策課で行われている。単年度の貸付けであることから、毎年度末に貸付金の全額が市へ償還されており、債権の管理は適切に行われている。

## (No. 3) 新潟地下開発(株)再生支援事業資金貸付金（平成18年度～）【新潟地下開発(株)】

市が筆頭株主となっている第3セクター「新潟地下開発(株)」の経営再建を支援することを主たる目的として、平成18年11月に劣後特約付金銭消費貸借契約を締結し、同社に対して9億円を無利子で貸付けている。償還期間は20年（10年据置）となっている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	0	0	0	0%
21	0	0	0	0	0	0%
22	0	0	0	0	0	0%
23	0	0	0	0	0	0%
24	0	0	0	0	0	0%

※平成18年度1件, 900,000,000円 劣後特約付き 10年据え置き  
金融機関債務からの通常借入金債務が完済された後に償還開始

## (b) 債権の管理状況

債権管理は経済・国際部商業振興課で行われている。契約書によれば、平成28年4月から償還が始まり平成37年10月に償還が終了する予定となっている。しかしながら、本貸付は同社の経営再建の支援を目的としていることから、同社が再建計画前に保有する債務及びその債務の更改に伴い借入れた債務が完済されるまでは、市の貸付金は返済されない契約となっており、平成25年9月議会において、金融機関からの通常借入金債務の完済まであと3年程度が予想される旨を報告している。

## (No. 4) 新潟県労働金庫貸付金（昭和50年度～）【新潟県労働金庫】

労働行政の推進という政策目的のひとつとして、預託申請書及び預託契約書に基づき、勤労者の生活資金等の広範な資金需要に対する融資の円滑化と勤労者の福祉向上を目的として、新潟県労働金庫に対して2億5千万円を無利子で預託している。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	1	238,000,000	238,000,000	238,000,000	0	100.0%
21	1	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0%
22	1	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0%
23	1	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0%
24	1	250,000,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は経済・国際部雇用対策課で行われている。単年度の預託であることから、毎年度末に預託金の全額が市へ償還されており、債権の管理は適切に行われている。

## (No. 5) 新潟県労働者信用基金協会貸付金（昭和53年度～）【新潟県労働者信用基金協会】

労働行政の推進という政策目的のひとつとして、貸付申請書及び貸付契約書に基づき、勤労者のための信用保証機関である新潟県労働者信用基金協会に対して、その体質強化と融資の円滑化を促進し、労働組合のない未組織労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、無利子で貸付けている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	1	65,000,000	65,000,000	65,000,000	0	100.0%
21	1	70,000,000	70,000,000	70,000,000	0	100.0%
22	1	75,000,000	75,000,000	75,000,000	0	100.0%
23	1	75,000,000	75,000,000	75,000,000	0	100.0%
24	1	75,000,000	75,000,000	75,000,000	0	100.0%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は経済・国際部雇用対策課で行われている。単年度貸付けであることから、毎年度末に貸付金の全額が市へ償還されており、債権の管理は適切に行われている。

## (No. 6) 水産業振興資金貸付金（昭和45年度～）【新潟県信用漁業協同組合連合会】

水産業の振興という政策目的のひとつとして、預託契約書に基づき、本市の漁業振興の一環として、漁業金融の円滑化を図るため、新潟県信用漁業協同組合連合会に対して、無利子で預託している。貸付原資は市の預託金とその同額以上を同連合会が拠出し、新潟漁業協同組合の運転資金となっている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	1	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	100.0%
21	1	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	100.0%
22	1	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	100.0%
23	1	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	100.0%
24	1	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	100.0%

## (b) 債権の管理状況

債権管理は農林水産部水産林務課で行われている。単年度の預託であることから、毎年度末に預託金の全額が市へ償還されており、債権の管理は適切に行われている。

## (No. 7) 法人保留床取得資金貸付金（平成14年度～）【特定の団体】

都市開発資金の貸付に関する法律等に基づき「花園1丁目地区市街地再開発組合」の参加組合員で地区内の権利者が設立した花園都市開発（株）に対して、保留床取得及びその後の管理運営を目的として、平成14年度に市が3億円（うち1億5,000万円は国の貸付金）を無利子で貸付けている。償還期間は20年（5年の据置期間を含む）以内となっている。

## (a) 実績・収納状況

(円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	20,000,000	20,000,000	0	100.0%
21	0	0	20,000,000	20,000,000	0	100.0%
22	0	0	20,000,000	20,000,000	0	100.0%
23	0	0	20,000,000	20,000,000	0	100.0%
24	0	0	20,000,000	20,000,000	0	100.0%

※貸付実績：平成14年度 1件 300,000,000円

(b) 債権の管理状況

債権管理は都市政策部市街地整備課で行われている。平成19年度から償還が開始されており、約定どおり毎年度償還がされている。債権管理は適正に行われている。

(No. 8) 新潟空港ターミナルビル建設事業資金貸付金（平成6年度～）【新潟空港ビルディング㈱】

新潟空港拡張整備事業（平成2～7年度）に伴う新ターミナルビル建設資金として、平成6年度に新潟空港ビルディング㈱と金銭消費貸借契約を締結し、466,666,000円を年利0.82%で貸付けている。償還期間は30年以内（元金20年据置）となっている。

(a) 実績・収納状況 (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	0	0	3,826,661	3,826,661	0	100.0%
21	0	0	3,826,661	3,826,661	0	100.0%
22	0	0	3,826,661	3,826,661	0	100.0%
23	0	0	3,826,661	3,826,661	0	100.0%
24	0	0	3,826,661	3,826,661	0	100.0%

※貸付実績:平成6年度 1件 466,666,000円

(b) 債権の管理状況

債権管理は都市政策部空港課で行われている。当初は、平成7年度から平成15年度まで利子償還、平成16年度から平成26年度まで元金及び利子償還を行う計画であったが、平成16年4月に変更契約を締結し、元金償還開始を平成26年度、最終償還期限を平成36年度に延長した。平成26年2月3日に、新潟空港ビルディング㈱から平成36年度の最終償還期限は変更せずに元金償還開始の3年延長（平成29年度開始）の要望があり、これを了承する方針であることを、平成26年2月議会の環境建設常任委員協議会において報告している。債権管理は適正に行われている。

(No. 9) 新潟市土地開発公社事業資金貸付金（昭和49年度～）【新潟市土地開発公社】

公有地の拡大の推進に関する法律及び新潟市公共用地等先行取得実施要領に基づき、市の機動的な用地先行取得を実施するとともに金利負担等のリスクを抑えることを目的として、公共用地等の先行取得資金及びその利子等について、新潟市土地開発公社へ貸付けを行っている。

(a) 実績・収納状況 (円)

年度	貸付実績		収納状況			
	件数	金額	調定額	収入額	収入未済額	収納率
20	42	16,100,342,376	16,100,342,376	16,100,342,376	0	100.0%
21	36	14,438,050,037	14,438,050,037	14,438,050,037	0	100.0%
22	30	12,464,656,362	12,464,656,362	12,464,656,362	0	100.0%
23	20	11,548,234,678	11,548,234,678	11,548,234,678	0	100.0%
24	11	10,242,521,837	10,242,521,837	10,242,521,837	0	100.0%

(b) 債権の管理状況

債権管理は財務部用地対策課で行われている。土地開発公社が先行取得した用地については、市が債務保証を行い、預託額は債務保証金額内となっている。預託金は毎年度末に適正に償還されている。